

総合事業の従来の通所介護に相当するサービスに関する、政令指定市 20 市の状況

○単価設定

従来と同様、介護度別の月額料金としている・・・・・・・・・・6市

① 週あたりの利用回数に応じた月額料金としている・・・・・・・・・・9市（神戸市）

② 1回あたりの料金としている・・・・・・・・・・4市

○入浴

入浴を利用しなくても料金は同じ・・・・・・・・・・18市（神戸市）

③ 入浴の利用がない場合の料金設定がある・・・・・・・・・・2市

○送迎

送迎を利用しなくても料金は同じ・・・・・・・・・・19市（神戸市）

④ 送迎の利用がない場合の料金設定がある・・・・・・・・・・1市

○サービス利用時間

サービスの利用時間にかかわらず、料金は同じ・・・・・・・・・・17市（神戸市）

⑤ 短時間利用した場合の料金設定がある・・・・・・・・・・3市

○基準緩和型サービス（通所型 A）の実施

基準緩和型サービス（通所型 A）を実施していない・・・・・・・・・・3市

⑥ 基準緩和型サービス（通所型 A）を実施している・・・・・・・・・・17市（神戸市）

※①～⑥を複数組み合わせで実施している市も多い